

標準仕様書(TS)制度、標準報告書(TR)制度及び産業標準予備原案(PD)制度

実施要領

平成15年8月27日(制定)

令和元年6月21日(改正)

令和5年8月7日(改正)

日本産業標準調査会

標準第一部会

標準第二部会

1. 目的

産業標準化法(以下「法」という。)に基づき日本産業規格(JIS)として制定することを検討している内容や標準化の推進に資する関連情報を、標準仕様書(TS)、標準報告書(TR)又は産業標準予備原案(PD)として公表することができる制度のための実施要領について定める。

2. 本制度の趣旨

JISの制定にあたっては、全ての実質的な利害関係者の意向が適正に反映されていることが必要である。

しかしながら、JISを制定しようとする際に、市場適合性が確認できない、又は技術的に開発途上にあるなどの理由から、利害関係者のコンセンサスの形成が得られず、JIS制定には時期尚早、又は速やかなJISの原案作成が困難な場合などがある。

本制度は、そのような場合において、JISとして制定することを検討している内容や標準化の推進に資する関連情報を、標準仕様書(TS)、標準報告書(TR)又は産業標準予備原案(PD)として積極的に公表することにより、関係者の幅広い意見を集め、オープンな議論を推進し、市場適合性の向上を図るなど、コンセンサスの形成を促し、JIS制定の促進を図るものである。

3. 標準仕様書、標準報告書及び産業標準予備原案の分類

(1) 標準仕様書、標準報告書及び産業標準予備原案は、性格、内容などによって、次のとおり分類する。

① 標準仕様書(TS)

日本産業標準調査会の調査審議において、市場適合性が確認できない、又は技術的に開発途上にあるなど、JIS制定へのコンセンサスが得られなかったが、将来JIS制定の可能性があると判断され、公表する標準文書。

備考1:「標準仕様書」は、通称、TS(Technical Specifications)という。

備考2:「標準仕様書」は、発行後3年以内に見直しを行い、JISとするか、さらに3年延長するか、又は廃止する。延長は、原則として1回限りとする。

② 標準報告書(TR)

日本産業標準調査会の調査審議において、JISとは異なる種類の標準に関連する情報類(標準化関連情報、データ集など)として、標準化の推進に資すると判断され、公表する標準文書。

備考1:「標準報告書」は、通称、TR(Technical Reports)という。

備考2:「標準報告書」は、原則として発行後5年をもって廃止する。

③ 産業標準予備原案(PD)

JISの原案作成の開始を計画している案件等に関して、JISの原案作成に先立ち、当該JIS原案の基礎となる情報として公表する、予備的な原案文書。

備考1:「産業標準予備原案」は、通称、PD(Preliminary Draft for JIS)という。

備考2:産業標準予備原案の公表を行う対象は、国際規格(文書の種別を問わず、TS等も対象とする。以下同じ。)のJIS化案件であって、その国内普及のために、当該国際規格に関する情報を早期に日本語で利害関係者に提供しJIS化に向けたコンセンサス形成の促進を図る必要があるもの等を想定。

備考3:産業標準予備原案として公表する文書は、国際規格を基にしてJISの原案を作成する場合の当該国際規格の邦訳文書(簡易翻訳物)等を想定。

(2) また、標準仕様書及び標準報告書は、主務大臣からの付議又は諮問により区分し、さらに日本産業標準調査会における調査審議の内容により、次のとおり区分する。

① 標準仕様書(TS/タイプⅠ)

主務大臣から法第11条又は同法第12条第2項に基づき付議された「産業標準の制定」について、日本産業標準調査会における調査審議の結果、当該事案が、国が主体的に取り組むべき重点規格に該当せず、かつ、市場適合性(*)の有無等が確認できないことなどから、JIS制定への必要なコンセンサスが得られなかった場合において、将来JIS制定への可能性があるとして、標準仕様書(TS)として公表することが適当であると判断され、その旨答申する標準文書。

注(*) 市場適合性の判断基準は、産業標準案等審議・審査ガイドラインの別紙3による。

② 標準仕様書(TS/タイプⅡ)

主務大臣から法第3条第2項に基づき諮問された「標準仕様書の公表等」について、日本産業標準調査会における調査審議の結果、当該事案が、技術的に開発途上にあることなどから、現時点でコンセンサスの形成が困難であることが認められる場合において、将来JIS制定への可能性があるとして、標準仕様書(TS)として公表することが適当であると判断され、その旨答申する標準文書。

③ 標準報告書(TR)

主務大臣から法第3条第2項に基づき諮問された「標準報告書の公表等」について、日本産業標準調査会における調査審議の結果、JISとは異なる種類の標準に関連する文書であることから、標準報告書(TR)として公表することが適当であると判断され、その旨答申する標準文書。

4. 標準仕様書、標準報告書及び産業標準予備原案の公表に係る手続

(1) 標準仕様書及び標準報告書は、以下の日本産業標準調査会における審議を経て公表する。

① 標準仕様書(TS/タイプⅠ)

- 1) 法第11条又は法第12条第2項の規定に基づき、主務大臣から産業標準の制定に関する付議を受けた日本産業標準調査会長から、その調査審議を部会長に付託される。
- 2) 部会長は、必要に応じて専門委員会長に付託する。
- 3) 部会又は関係専門委員会において、産業標準案について調査審議し、部会長はその結果を、日本産業標準調査会長に上申する。
- 4) 日本産業標準調査会長から、主務大臣に答申される。

② 標準仕様書(TS/タイプⅡ)及び標準報告書(TR)

- 1) 法第3条第2項に基づき、主務大臣から技術標準の公表等に関する諮問を受けた日本産業標準調査会長から、その調査審議を部会長に付託される。
- 2) 部会長は、必要に応じて関係専門委員会長に付託する。
- 3) 部会又は関係専門委員会において、標準仕様書(案)又は標準報告書(案)について調査審議し、部会長はその結果を、日本産業標準調査会長に上申する。
- 4) 日本産業標準調査会長から、主務大臣に答申される。

(2) 産業標準予備原案は、日本産業標準調査会事務局がJISの作業計画を公表する際に、併せて公表する。

備考1: JISの作業計画は、貿易の技術的障害に関する協定(WTO/TBT 協定)に基づき、JIS作成が決定した段階でJISCのウェブサイトに掲載し、JISの制定・改正が公示されるまでの作業状況を公表している。

備考2: 産業標準予備原案を公表する案件については、原則として、産業標準予備原案の公表後1年以内にJISの原案を作成する。JISの原案作成が終了した際には、産業標準予備原案の公表を終了する。